

令和6年度長崎県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

(ニホンジカ)

令和6年5月30日から

令和7年3月31日まで

1 背景および目的

<p>近年、ニホンジカによる農林業等の被害が全国的に問題になっている。更に、ニホンジカが高密度で生息する地域においては、自然植生の衰退や土壌の流亡など生態系への被害も報告されている。</p> <p>本県においても、対馬や五島列島などのニホンジカ生息地では、ニホンジカの食害による農林業被害、交通事故や庭木の食害等の生活被害が発生している。加えて、ニホンジカの高密度生息地域では下層植生の衰退やそれに伴う、土壌流亡、他の動植物への影響など、生態系被害が深刻化している。</p> <p>このため、長崎県では、平成 29 年 4 月に第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を策定、令和 4 年 4 月に改訂し、捕獲対策に取り組んでいるところであり、計画の目標を達成するため、捕獲が足らざる地域を中心にニホンジカの集中的な捕獲を推進する。</p>
--

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
対馬地区	令和 6 年 8 月～令和 7 年 3 月

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
壱岐対馬国定公園及びその周辺（対馬固有の自然生態系を有する地域を含む、御岳・棹崎・白嶽・上見坂地区等）	対馬市上県町・美津島町・巖原町	<ul style="list-style-type: none"> ・壱岐対馬国定公園区域及びその周辺で、国定公園利用施設（歩道・園地）が設置されているほか、ツシマヤマネコをはじめとする希少な野生動植物の生息生育が確認されている。 ・シカが高密度に生息しており、食害により下層植生が衰退し土砂流亡等が発生している。 ・希少種を含む植生の保全・復元と、国定公園利用環境の改善、全島的な適正頭数の実現を目的に、重点的な捕獲事業の実施が必要である。 	壱岐対馬国定公園 国有林 御岳鳥獣保護区 同特別保護地区 御岳鳥類繁殖地 （国指定天然記念物） 棹崎鳥獣保護区 白嶽鳥獣保護区 洲藻白岳原始林 （国指定天然記念物）

事業実施区域図（黄色部分：壱岐対馬国定公園区域）



5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
壱岐対馬国定公園区域及びその周辺(対馬固有の自然生態系を有する地域を含む)	選定した区域内において、有害捕獲等が不足している場所や生息密度が高い場所で可能な限り捕獲圧を高める。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1)捕獲等の方法

1)使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
壱岐対馬国定公園区域及びその周辺(対馬固有の自然生態系を有する地域を含む)	わな猟(くくりわな) 銃猟併用は未定	わなの設置基数等は受託者と調整のうえ決定する。

2)作業手順

<p>【事前調整】 事業の受託者等は、聞き取りによる目撃情報、痕跡調査、センサーカメラ調査、ライトセンサス調査等を実施して、捕獲の可能性が高い地点を抽出する。また、対象となる場所の捕獲安全性についても把握する。</p> <p>【関係者との調整】 長崎県は、実施区域内における関係機関(猟友会、土地所有者、自治体等)に対して、事前に説明を行い、調整することで合意形成を図る。</p> <p>【捕獲等の実施】 長崎県は、本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に事業を委託し、捕獲等を実施する。</p> <p>【安全管理】 長崎県は、受託者が下記の安全管理を講じるよう適切に監督する。</p> <p>①安全教育、訓練等の実施 ②安全管理体制の構築 ③安全管理対策の実施(第三者及び従事者)</p> <p>【捕獲等をした個体の回収・処分方法】 受託者は、地形等の関係から回収不能の場合を除き、捕獲した個体は適切に処分する。</p> <p>【錯誤捕獲への対応方針】 受託者はニホンジカ以外の獣が捕獲された場合は、放獣する。ただし、本県において</p>
--

第二種特定鳥獣に位置付けているイノシシが捕獲されることが十分想定される場合は、予めイノシシ等についても捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。

当該地域はツシマヤマネコの生息域でもあり、くくりわなによる錯誤捕獲が発生しないよう、使用する機材の調整（荷重調整及び内径直径が 3cm になる位置に締め付け防止金具の設置を行うとともに緩衝材の装着も検討）を行うとともに、毎日見回りを行うこと。また、錯誤捕獲された場合には、環境省対馬野生生物保護センター等関係機関に速やかに連絡し指示を受けること。

【捕獲情報の収集及び評価】

長崎県は、受託者から、捕獲数（雌雄別）、捕獲場所、捕獲個体のサイズ等を収集し、専門家等の意見も踏まえ、事業評価を行う。

(2)捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

(3)夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】

長崎県

【実施方法】

委託

【委託の範囲】

指定管理鳥獣の捕獲

【想定される委託先】

民間事業者を想定

（認定鳥獣捕獲等事業者又は、法人であって認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、委託しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に実施できると認められる者）

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1)住民の安全の確保のために必要な事項

- ・受託者は、地域住民や関係者に対し事業内容に関して十分な周知を行い、事故等の発生が無いよう万全を期す。
- ・受託者は、止め刺し等で銃器を使用する場合は、事業実施区域周辺に注意看板等を設置することで実施区域に入る可能性のある住民の安全を確保する。

- ・受託者は、わなを使用する場合は、わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。
- ・受託者は、地域住民などから捕獲に際し苦情を受けた場合には速やかに県に報告するものとする。
- ・捕獲従事者間の意思疎通を密に行い、作業実施日の現場の状況について十分に把握する。

(2)指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地では、捕獲は行わない。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1)事業において遵守しなければならない事項

- ・受託者は、止め刺し等での銃器の使用に当たって、銃砲刀剣類所持等取締法や火薬取締法などの関係法令を遵守し適切に使用する。
- ・受託者は、無線機器の使用に当たっては電波法令を遵守し適切に使用する。
- ・受託者は、捕獲業務を行うに当たって届出や許認可が必要な区域で業務を行う場合、法令に従って事前に管轄機関に対し手続きを行う。
- ・受託者は、御岳区域及び白嶽・上見坂区域の天然記念物指定区域内で捕獲等を実施するときは、不用意な立入を避けるとともに、立入る場合には靴の洗浄等を行い、罾の設置は必要最小限とするなど植生に配慮した捕獲等を行う。また、埋設は指定範囲内で行わないよう配慮する。

(2)事業において配慮すべき事項

- ・受託者は、捕獲個体の処分はできるだけ生態系に影響のないよう配慮する。
- ・受託者は、止め刺し等で銃器を使用する場合、鉛中毒被害が生じることを防ぐため、非鉛弾を使用するよう努める。
- ・長崎県及び受託者は、捕獲個体を食肉として利活用できる場合は、積極的に協力する。

(3)地域社会への配慮

長崎県及び受託者は、実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会との軋轢が生じないよう配慮する。また、鳥獣管理について周知を図り、捕獲等の必要性について理解が得られるよう努める。